

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成25年4月18日(2013.4.18)

【公表番号】特表2011-513514(P2011-513514A)

【公表日】平成23年4月28日(2011.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2011-017

【出願番号】特願2010-547789(P2010-547789)

【国際特許分類】

C 08 L 101/06 (2006.01)

C 08 L 83/06 (2006.01)

C 08 L 61/06 (2006.01)

C 08 K 5/42 (2006.01)

【F I】

C 08 L 101/06

C 08 L 83/06

C 08 L 61/06

C 08 K 5/42

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年2月28日(2013.2.28)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0023

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0023】

特定の反応経路では、フェノールに基づくポリマーは、酸の存在下で4官能価であるグリコールウリルのような架橋剤で架橋される。ポリマーはこの単位によって架橋される。低分子量アルコールR-OH(メタノール又はブタノール)は揮発し、反応を完了させる。当量重量差のため、同じ架橋レベルを達成するのに、テトラメトキシ誘導体と比べてより多量のテトラブトキシ誘導体が必要である。図1は、ノボラック系ポリマー110及び本発明の架橋剤120を酸130の存在下で反応させて最終架橋生成物140を形成する本発明の反応経路100を示す。図2は、架橋剤220をフェノール性物質210と反応させる本発明の態様の架橋メカニズム200を示す。本発明の架橋剤及び酸活性化架橋剤には、グリコールウリル、ベンゾグアナミン、多数のアルキルオール基を有するメラミン又は尿素又はそれらの組み合わせが含まれる。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0026

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0026】

本発明の配合物では、有機系であろうと無機系であろうと、本発明の架橋剤はグリコールウリル、例えばアルコキシグリコールウリル、POWDERLINK1174(テトラメトキシグリコールウリル)又はCYMEL1170(テトラブトキシグリコールウリル);ベンゾグアナミン、多数のアルキルオール基を有するメラミン又は尿素を含む。